

冠省 当職らは、株式会社メイション（以下、「当社」といいます）の代理人として、貴団体の当社に対する平成25年5月20日付の差止請求書に対し、次のとおり回答いたします。

1 請求の趣旨について

貴団体は、当社のホームページにおける「従来と同じクオリティの結婚式を驚きの低費用でプロデュース」、「本来の適正な価格で、従来同等の結婚式を実現」等の文言につき、スマ婚システムを利用すれば、あたかも通常の結婚式費用と比較して著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのような表示をするものであることを理由に、表示の訂正を要請されています。

2 当社の見解

当社は、顧問弁護士事務所のほか、消費者庁に相談するなどした上で、ホームページを作成しております。現行のホームページにつきましても、消費者庁の担当者に確認を求めた上で、掲載しています。従いまして、ご指摘いただいた箇所に、「一般消費者に誤認される」もしくは「不当に顧客を誘引する」表示はないものと自負しております。

結婚式業者の中には、「当初の見積もりがどんどん値上がっていく」、「途中からオプションサービスを示される」、「代金は一括で前払いしなければならない」などという業者が少なくない中、当社の「スマ婚」は、「最初の見積もりが最後の見積もりであること」、「中間マージン、持込料等をできる限り排除すること」、「後払いとすることで新郎新婦の負担を小さくすること」を最も重要な方針として掲げて参りました。ご指摘いただいた箇所も、①結婚式会場を資産として保有していないこと、②さまざまな中間マージン、持込料のカット等、低価格を目指すための我々の姿勢を説明するための表現であり、他者の個別披露宴の内容と比較するための表現ではございません。

また、ゼクシィ結婚トレンドの調査による費用を例示したことをもって、「クオリティが同等であると表現しており」とのご指摘もいただきました。しかしながら、当社が「同じサービスを比べるものではありません」と付記していることから明らかなとおり、他者の個別披露宴と比較しているものではございません。

消費者の方々に寄り添うことを何よりも大切にして、それこそが、当社のビジネスにつながるものであるというのが当社の運営理念です。消費者の方々を誤認させて、それに乗じようなどという意図は毛頭ございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後も消費者契約法及び景表法の趣旨に則り、そして何より、消費者の方々にとって一番分かり易い説明、表現を目指し、鋭意努力して参りたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

草々

平成25年5月27日

複写

通知人会社 株式会社メイション  
上記代表者代表取締役 七田 幸彌  
〒104-0061  
東京都中央区銀座2丁目8番9号  
木挽館銀座ビル201号室  
真法律会計事務所

TEL 03-5524-7807

FAX 03-5524-7808

上記通

同

同

(担当) 同

同

複写

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク

事務局長 外山 孝司 殿

複写

複写

複写

差出人

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル201号室  
真法律会計事務所

受取人

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階  
特定非営利活動法人あいち消費者被害防止 ネットワーク 事務局長 外山 孝司 殿

複写

この郵便物は平成25年 5月27日  
第 10286042933 号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2013052715200100100001 号

2 / 2 頁

郵便認証司

25. 5. 27

新 東 京  
25. 5. 27  
12-18